

バス使用申請書の受付方法を定めましたのでお知らせします。

◎バス使用申請書(以下申請書)受付方法

受付場所 経営戦略課（愛荘町愛知川72 愛荘町役場本庁舎 1 階）

受付時間 開庁日の執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）

※役場閉庁日は受付しません。

受付順位 経営戦略課に到着された順に受付を行う。

※午前8時30分までにバス使用申請にこられた申請人（代理可能）が複数人の場合、経営戦略課に到着された順に抽選を行い受付の順を決定する。

受付時に希望される日がバスを使用できない場合は、他の日を申請できるものとする。

受付方法 申請書の提出は持参のみとする。（代理可能）

※郵送・私送・FAX・メールの受付はしない。

※受付期間以外の申請は受付しない。（事前の預かりはしない。）

次の場合は申請書を受理しない。

※申請書に不備がある場合は受理しない。ただし、不備の申請書を返却された場合、3日以内（閉庁日の場合は直近の開庁日）に再提出ができる場合は、仮受付を行う。再提出の期限を過ぎた場合は無効とする。

お問い合わせ 経営戦略課 Tel0749-42-7680

庁用バスの使用方法

(令和6年9月改正) 団体

※町が保有するバスは、町が行政目的達成のため自らが主体的かつ奉仕的に使用するものであり、例えば、住民のレジャー（観光地案内を兼ねたような輸送）等のために使用することは、通常の行政業務を逸脱したものとして違法となります。

使用できる団体	①町行政機関、教育委員会、町が組織する協議会、準ずる団体（国・県・町から任命あり） ②町行政機関・教育委員会に事務局を置く団体。社会福祉協議会および所属する団体。 （老人クラブ連合会含む）、自治会、体育協会・文化協会に登録している団体（スポーツ少年団含む）
使用できる用件	※団体の活動を目的として使用する場合 ・県、町および団体の上部組織等が主催する大会や研修会に参加する場合。 ・団体の活動に直接かわりのある研修や社会福祉活動等への参加で2時間以上の研修が必要です。 ・意見交換等を含み、かつ地域や町または団体に有益な研修が必要であり、自由行動による見学は認めません。 ・工場見学・博物館・資料館、観光施設・娯楽施設・社寺の見学やウォーク等の行程のみは使用できません。 ・高齢者福祉サロン（老人クラブ除く）対象の研修は体験型学習でも使用できます。 ・子ども対象の研修は学習（小学校の校外学習での範囲または先進的な施設・工場見学・科学館等での学習）に限ります。（公園での自由遊び、イチゴ狩り、竹とんぼ作り等の体験は使用できません。） ※スポーツ大会に出場する場合 ・滋賀県、愛荘町または団体の上部組織等が主催・共催するスポーツ大会に町を代表して出場する場合。 練習試合、交流試合、招待試合および試合の応援・観戦は使用できません。大会要綱を添付ください。
使用できるバス 乗車できる人数 バス装備品	10名以上バスの乗車定員（28名）まで（6歳未満の幼児は乗車できません。） ※1台で9名以下の使用はできません。（29名以上の場合、2台使用できます。） 1号車・定員28名・ETC車載器・ビデオ（VHS）およびDVDプレーヤー・（トランクルームはありません。） 2号車・定員28名・ETC車載器・（トランクルームはありません。） 乗車人数に合わせて配車しますので、バスを指定できません。大人も子どもも一人1座席使用します。 バスに乗車できるのは、研修や大会に参加する人です。（例）スポーツ大会での応援者は含めません。 バスに手荷物以外の荷物を積込むことはできません。（車椅子は別の車両を用意してください。）
シートベルトの装着 されていない座席の使用について （※1）	乗車中は正座席に着座し、一般道路・高速道路すべての道路でシートベルトを締めてください。 非常口座席・補助席は、シートベルトが装着されていないので着座することはできません。ただし、申請者の申し出によりやむを得ず着座するときは、 <u>申請者の責任の下に着座することに同意があったときは、非常口座席・補助席に着座することができます。</u> （申請時の乗車人数にかかわらず、申請書の誓約欄に自筆署名をしてください。）
使用できる日	1月4日から12月28日まで（年末・年始は運行しません。また、次項の理由により使用できない日があります。）
使用できない日	車検・修理及び「使用を制限する場合」各項目の事案等で使用できない日があります。（経営戦略課に確認下さい。）
使用できる時間	午前8時から午後5時まで 行程上やむを得ない場合は、午前6時から午後10時までのうち、拘束11時間以内で使用できます。 ◎研修・大会に要する時間以外での時間超過はできません。 ◎早朝のみ・夜間のみ使用はできません。
連続して使用できる日数	日帰りが不可能な大会等に参加する場合は、一泊二日の範囲で連続して使用できます。 町の事業および町を代表して大会等に参加する場合は、必要な日数で連続して使用できます。
行程の範囲	一日の走行距離は200kmまでです。（高速道路の区間は距離に0.5を乗じる）
バス使用申請書 受付期間	①の団体が使用する場合：使用日の3ヶ月前の1日から15日前まで（6月に使用するとき3月1日から） ②の団体が使用する場合：使用日の2ヶ月前の1日から15日前まで（6月に使用するとき4月1日から） 執務時間中（1日が閉庁日の場合、翌開庁日になります。15日前が閉庁日の場合、前開庁日になります。） 受付期間とは、バス使用申請書を提出できる日です。（申請書提出前に予約することはできません。）
申請書の配布	愛荘町役場本庁舎 経営戦略課課及び秦荘支所で申請書を配布します。
申請書の受付	愛荘町役場本庁舎 経営戦略課で受付します。（押印の必要はありません） バス使用申請書を提出ください。（予約はできません。） 申請書を提出された順に受付します。
乗車名簿の提出	乗車名簿は、使用日の5日前までに経営戦略課に提出ください。（用紙は、許可書に添付します。）
引率責任者の指名	引率責任者は必ずバスに乗車すること。運転者と協力し、バス使用中の運行管理を行ってください。

裏面もご覧ください。

2024

行程変更	使用日の10日前までに、経営戦略課に新たに作成した「庁用バス使用申請書」の裏面を提出ください。 ※申請書裏面(運行指示書)左上の余白欄に、大きく「変更」と朱書きしてください。 すでに許可した時間を越えての変更はできないことがあります。 使用日の変更をする場合は、許可済みの申請を取り消した後、新たに「庁用バス使用申請書」を提出ください。(電話での変更はできません。また、上記以降の変更はできません。)
使用当日の中止	中止のときは、出発時刻の2時間前までに経営戦略課に連絡ください。 バス使用について経営戦略課への連絡は、Tel0749-42-4111(代表)に電話をおかけください。 執務時間外・休日等は、当直員が対応します。(許可書に記載の許可番号をお伺いします。) 変更する場合は事前に許可が必要です。 雨天等で行程変更が生じる場合は、申請書に「雨天時の行程」を併せて記載し、許可を受けてください。
使用を中止する場合	許可書を経営戦略課に返却ください。緊急の場合は経営戦略課に電話連絡ください。
使用を制限する場合	貸切バス営業類似行為等と認められる運行のときは使用できません。 営利・宗教・政治活動を目的としたものは使用できません。(同目的に組織された団体および個人を含む) 車検・修理等で使用できない日があります。使用ができないとき、変更または取り消します。 バス使用中の故障・事故等により、バスの運行ができなくなったときは運行の中止をすることがあります。 災害等緊急な事態により、町がバスを使用する必要が生じたとき、変更または取り消します。 運行経路においてバスを運行することが危険であると判断したとき、変更または取り消します。 シートベルトが備え付けられていない座席(非常口座席・補助席)に着座することはできません。(別項参照※1) 動物、危険物、汚損・破損のおそれのあるものは積込みできません。(盲導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は同乗できます。) 悪天候等によりバスを運行することが危険であると判断したとき、変更または取り消します。(別項参照※2) 送迎のみを目的としたものは使用できません。(行程の一部を使用しない場合等。) 冬山(スキー)は使用できません。
悪天候(警報発令時・積雪等)時のバス運行制限について (※2)	悪天候(警報発令時・積雪等)によりバス運行を中止する場合の取り扱いについては、次のとおりとする。 運行を中止する場合は、出発時刻の2時間前にバス運行会社から引率責任者に連絡が入ります。(申請時に記載された引率責任者の携帯電話の電源を入れておいてください。) 愛荘町に暴風警報が発令されているとき、または今後発令される見込みのとき。 その他の警報など異常気象によりバス運行に支障があると判断したとき。 なお、警報の発令中にもかかわらず天気が回復し、バス運行会社がバスの運行ができると判断したときはバスの運行ができるものとします。(運行会社が決定しますのでバスごとに運行の可否が異なる場合があります。) バス運行の中止決定後は再運行しません。 バス運行決定後および運行中に気象警報発令、風雨、積雪および風雪等で運行に支障があると判断したときは、運行会社(運転者)の判断で運行を中止することがあります。(運転者の指示に従ってください。)
バスの使用料	無料(寸志等心づけは必要ありません。)
費用の負担および補償について	運行する際に発生する諸経費(乗務員宿泊代・夕食以降の食事代・有料道路の通行料・駐車料・ETCカードの利用料等)は、現地払いで使用団体の負担となります。 使用団体の原因により町およびバス委託会社が被った損害費用は、使用団体の負担とします。 使用許可の変更または取り消しにより使用団体が被った損害費用は、使用団体の負担とします。 町がバスを使用する必要が生じたことにより取り消しによる使用団体が被った損害費用は、使用団体と協議します。 バス使用中の事故等の補償については、バスに加入している自動車保険の範囲内で行います。
ETCカードの使用	ETCカード(クレジットカード会社発行等)を持参ください。(町ではETCカードの貸し出しは行いません。) 利用証明書は、インターネットの「ETC利用照会サービス」または高速道路のSA・PAで発行できます。
その他	連続してバスを使用するときは、乗務員宿泊(個室・夕食・翌日の朝食)翌日の昼食を予約してください。 大型車(マイクロバス)通行許可申請や駐車場の確保は、事前に使用団体が行うものとします。 許可した乗車人数を超えた場合は使用できません。 車内では、食事および酒類の提供はできません。また、車内は禁煙となっています。 貸付の時間を遵守し、運行経路を変更しないこと。許可した行程以外の場所へ立ち寄ることはできません。 すでに許可した後においても、申請者が使用許可基準に反したとき、および使用の制限により使用許可の変更または取消しをすることがあります。

バス使用時の注意事項について

●観光地案内を兼ねたような目的でバスを使用することは道路運送法違反になり使用できません。

※地域や町または団体に有益な研修会・大会へ参加される場合にバスを使用することができます。

●バス車内では、食事、飲酒、喫煙はしないこと。

※ただし、車内を汚さない程度のもの、たとえば水筒及びペットボトル入りのお茶やアメ等は可とさせていただきますが、紙コップ入りの飲み物・弁当・おにぎり・パン等は車内を汚す恐れがありますので禁止します。

●車内を清潔に保つため、紙くず、ペットボトル等のごみは必ず各自で持ち帰りください。

●バスを使用されないときは、取り消しをすること。(連絡のないときは、取り消しにかかる費用を申請者に請求することがあります。また、使用団体の原因により町に損害を与えたときは損害費用を負担ください。)

●使用当日、乗車人数が9名以下の場合は使用できません。(取り消しの手続をすること。)

※当日欠員が予想されるときは、他の交通手段も準備しておいてください。

●バスに乗車できるのは、研修や大会に参加する人です。

※「例」スポーツ大会にバスを使用されるときは、選手登録された者、監督、コーチ等関係者は乗車できます。

※応援の人は別の車両を用意ください。

●許可された行程・使用時間を遵守すること。(変更があるときは、事前に変更申請すること。)

※運行計画にあたっては、時間的に十分な余裕を持たせてください。出発時刻を過ぎても出発できないとき、バスは帰ることがあります。また、始末書の提出を求めることや次回から使用をお断りすることもあります。

●研修目的・研修内容・研修時間を変更しないこと。(2時間以上の研修を行うこと。)

●出発地または目的地での待機場所(駐車場)を確保すること。

※路上に駐車する予定等のものは原則認められません。(土地所有者・管理者へ事前に許可を得ること。)

●一般道、高速道路を問わず走行中はシートベルトを装着すること。(走行中は車内を歩かないこと。)

●宿泊の場合は、乗務員の宿泊(個室および夕食・朝食付)予約、および翌日の昼食を準備すること。

●車内に手荷物(縦・横・高さの合計が100cm以内・重さ10kg以内のもの)以外持ち込まないこと。車両を破損させた場合、弁償して頂きます。(荷物を運搬されるときは、別の車両を用意ください。)

●手荷物は各自で管理してください。(紛失、破損時の責任は負えません。)

●引率責任者はバス降車時に、車内での忘れ物が無いか確認すること。

●バスの故障等により、使用できない場合があります。(使用団体の損害費用は使用団体負担になります。)

●気象警報等によりバスを運行することが危険であると判断したときは運行の中止または変更することがあります。(バス乗務員の指示に従うこと。使用団体の損害費用は使用団体負担になります。)

◎「庁用バスの使用方法」を遵守されない場合または乗務員から指示がある場合、承諾いただけないときバスの使用はできません。

●バス情報

1号車 滋賀200さ2 28人乗り(内非常席2人)中型バス

長さ820cm・幅230cm・高さ299cm・総重量8595kg

2号車 滋賀200さ184 28人乗り(内補助席6人)マイクロバス

長さ699cm・幅208cm・高さ283cm・総重量6675kg

※バス形状は有料道路料金区分・道路交通法とは一致しないことがあります。

町 長	副町長	課 長	係 長	主 任	合 議	受付番号 ー		
						受付簿	バス確認	受付

庁用バス使用申請書

0000 年 4 月 3 日

:自治会の使用は区長名で申請:
防災会・老人会・子供会等の名称は
記載しないこと。
:町に事務局を置く団体は団体名で申請:

押印の必要はありません

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72

申請者 団体名 甲乙自治会

氏名は申請団
体の長とする

職・氏名 区長 愛荘太郎

愛荘町庁用バス運行管理規則および愛荘町庁用バス運行管理細則の規定を遵守し、
下記のとおり 申請します。

記

使 用 期 日	0000 年 6 月 18 日 (日) 8 時 30 分 から 0000 年 6 月 18 日 (日) 16 時 00 分 まで
使 用 目 的	自治会会員研修(防災研修)
行 先 お よ び 走 行 経 路	裏面のとおり
集 合 場 所	裏面のとおり
乗 車 予 定 人 員	裏面のとおり
誓 約	(1)「バスの使用方法」について説明を受けたので使用方法を遵守します。 (2)座席ベルトが備え付けられていない座席にやむを得ず着座するときは、 申請者の責任の下に着座することに同意します。 (3)気象警報発令時、バスの故障・修理および災害等緊急な事態により 使用許可したバスの運行を中止または変更することに同意します。 申請者自筆署名 愛荘太郎 申請者が自筆署名をすること 使用について責任を負えるもの 使用責任者氏名 愛荘太郎 連絡先電話 (0749) 42 - 0000 ●許可書をFAXでの受け取りを希望されるときは記入ください 希望される場合はチェックすること ☒ 希望する FAX番号 (0749) 42 - 0001

町 長 の 意 見	☐ 許 可	許可年月日	年 月 日	
	☐ 不許可	番 号	第 ー 号	

庁用バス使用申請書（運行指示書）

記載例(裏面)

愛荘町 号 車両番号 (台口 号車)

団体名	申請団体名を記載 甲乙自治会		2台またはピストンの場合は合計人数 乗車人数		大人 25 名 小人 名 合計 25 名
引率責任者氏名	愛荘花子	連絡先(携帯電話)	090 - 1000 - 0000		
使用日時	0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) から 0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) まで		雨 ☒ 決 行 ☐ 小雨決行 ☐ 中 止 (いづれかにチェックをつけてください)		
配車場所	愛知川公民館(新幹線側)		出発時刻	8 時 30 分	
運行経路	8:30 10:00 12:00 愛知川公民館——湖東三山SIC——大津IC——滋賀県危機管理センター 愛荘町愛知川13-2 大津市京町四丁目1-1 TEL0749-42-5141 TEL0775-528-3448				
時刻・名称	(駐車場に回送下さい) 12:20 13:30 14:20 15:20 滋賀県大津合同庁舎駐車場——(昼)琵琶湖ホテル——ラコリーナ近江八幡 —— 駐車場を指定すること。 他の駐車場に回送する場合は 駐車場名・連絡先を記載すること 大津市浜町2-40 近江八幡市北之庄町615-1 TEL077-528-3448 TEL0748-33-6666				
・所在地・	16:00 ——愛知川公民館				
電話番号等	愛荘町愛知川13-2 TEL0749-42-5141				
詳細に記載すること	バスの行程を記載すること。(記載されていない場所に立ち寄ることはできません。) 雨天時に行程が変更になるときは雨天時の行程を記載しておくこと。				
(記載例を参考に作成ください)	作成後、両面印刷して下さい。 両面印刷できないときは、印刷後、表裏合わせに糊付けして下さい。				

申請される方へ: 表面にも記入ください

2024

経営戦略課記入(処理)

年

月

日

町 長	副町長	課 長	係 長	主 任	合 議	受付番号	—	
						受付簿	バス確認	受付

庁用バス使用申請書

0000 年 4 月 3 日

:自治会の使用は区長名で申請:
防災会・老人会・子供会等の名称は
記載しないこと。
:町に事務局を置く団体は団体名で申請:

押印の必要はありません

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72

申請者 団体名 甲乙自治会

氏名は申請団
体の長とする

職・氏名 区長 愛荘太郎

愛荘町庁用バス運行管理規則および愛荘町庁用バス運行管理細則の規定を遵守し、
下記のとおり 申請します。

記

使 用 期 日	0000 年 6 月 18 日 (日) 8 時 30 分 から 0000 年 6 月 18 日 (日) 16 時 00 分 まで
使 用 目 的	自治会会員研修(子ども対象)
行 先 お よ び 走 行 経 路	裏面のとおり
集 合 場 所	裏面のとおり
乗 車 予 定 人 員	裏面のとおり
誓 約	(1)「バスの使用方法」について説明を受けたので使用方法を遵守します。 (2)座席ベルトが備え付けられていない座席にやむを得ず着座するときは、 申請者の責任の下に着座することに同意します。 (3)気象警報発令時、バスの故障・修理および災害等緊急な事態により 使用許可したバスの運行を中止または変更することに同意します。 申請者自筆署名 愛荘太郎 申請者が自筆署名をすること 使用について責任を負えるもの 使用責任者氏名 愛荘太郎 連絡先電話 (0749) 42 - 0000 ●許可書をFAXでの受け取りを 希望されるときは記入ください 希望される場合はチェックすること ☒ 希望する FAX番号 (0749) 42 - 0001

町 長 の 意 見	☐ 許 可	許可年月日	年 月 日	
	☐ 不許可	番 号	第 - 号	

庁用バス使用申請書（運行指示書）

記載例(裏面)

愛荘町 号 車両番号 (台口 号車)

団体名	申請団体名を記載 甲乙自治会		2台またはピストンの場合は合計人数 乗車人数 大人 25 名 小人 名 合計 25 名	
引率責任者氏名	愛荘花子	連絡先(携帯電話)	090 - 1000 - 0000	
使用日時	0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) から 0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) まで		雨 ☒ 決 行 ☐ 小雨決行 ☐ 中 止 (いずれかにチェックをつけてください)	
配車場所	愛知川公民館(新幹線側)		出発時刻	8 時 30 分
運行経路	8:30 9:30 11:30 駐車場に回送下さい 12:00 16:00 愛知川公民館——ヤンマーミュージアム——豊公園大駐車場 ローザンベリー多和田—— 愛荘町愛知川13-2 長浜市三和町6-50 米原市多和田605-10 TEL0749-42-5141 TEL0749-62-8887 TEL0749-54-2323			
時刻・名称	17:00 ——愛知川公民館 愛荘町愛知川13-2 TEL0749-42-5141		駐車を指定すること。 他の駐車場に回送する場合は 駐車場名を記載すること。	
・所在地・				
電話番号等				
詳細に記載	バスの行程を記載すること。(記載されていない場所に立ち寄ることはできません。)			
すること	雨天時に行程が変更になるときは雨天時の行程を記載しておくこと。			
(記載例を				
参考に作成				
ください)				
	作成後、両面印刷して下さい。 両面印刷できないときは、印刷後、表裏合わせに糊付けして下さい。			

申請される方へ: 表面にも記入ください

2024

経営戦略課記入(処理)

年

月

日

様式第1号(第3条関係)

町 長	副町長	課 長	係 長	主 任	合 議	受付番号 ー		
						受付簿	バス確認	受付

庁用バス使用申請書

0000 年 4 月 3 日

:自治会の使用は区長名で申請:
防災会・老人会・子供会等の名称は
記載しないこと。
:町に事務局を置く団体は団体名で申請:

押印の必要はありません

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72

申請者 団体名 ○○委員会

氏名は申請団
体の長とする

職・氏名 委員長 愛荘太郎

愛荘町庁用バス運行管理規則および愛荘町庁用バス運行管理細則の規定を遵守し、
下記のとおり 申請します。

記

使 用 期 日	0000 年 6 月 18 日 (日) 8 時 30 分 から 0000 年 6 月 18 日 (日) 16 時 00 分 まで
使 用 目 的	滋賀県○○委員会連合会総会および研修会
行 先 お よ び 走 行 経 路	裏面のとおり
集 合 場 所	裏面のとおり
乗 車 予 定 人 員	裏面のとおり
誓 約	(1)「バスの使用方法」について説明を受けたので使用方法を遵守します。 (2)座席ベルトが備え付けられていない座席にやむを得ず着座するときは、 申請者の責任の下に着座することに同意します。 (3)気象警報発令時、バスの故障・修理および災害等緊急な事態により 使用許可したバスの運行を中止または変更することに同意します。 申請者自筆署名 愛荘太郎 申請者が自筆署名をすること 使用について責任を負えるもの 使用責任者氏名 愛荘太郎 連絡先電話 (0749) 42 - 0000 希望される場合はチェックすること ●許可書をFAXでの受け取りを 希望されるときは記入ください ☒ 希望する FAX番号 (0749) 42 - 0001

町 長 の 意 見	☐ 許 可	許可年月日	年 月 日	
	☐ 不許可	番 号	第 ー 号	

◎太枠内に記入し、一部提出ください。

裏面に詳細を記入ください。

2024

庁用バス使用申請書（運行指示書）

記載例(裏面)

愛荘町 号 車両番号 (台口 号車)

団体名	申請団体名を記載 〇〇委員会 当日乗車し、運行中の管理ができる者		2台またはピストンの場合は合計人数 乗車人数 大人 25 名 小人 名 合計 25 名	
引率責任者氏名	愛荘花子	連絡先(携帯電話)	090 - 1000 - 0000	
使用日時	0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) から 0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) まで		雨 ☒ 決 行 ☐ 小雨決行 ☐ 中 止 (いずれかにチェックをつけてください)	
配車場所	愛知川公民館(新幹線側)		出発時刻	8 時 30 分
運行経路	8:30 8:40 愛知川公民館——ハーティーセンター秦荘——湖東三山SIC——長浜IC—— 愛知川13-2 安孫子822 TEL0749-42-5141 TEL0749-37-4110			
時刻・名称	9:50 12:10(駐車場へ回送下さい) 12:20 13:30 ——長浜文化芸術会館——豊公園大駐車場——(昼)北ビワコホテルグラツィエ—— 長浜市大島町37 駐車を指定すること。他の駐車場に回送する場合は 駐車場名・連絡先を記載すること。 長浜市港町4-17 TEL0749-63-7400 TEL0749-62-7777			
・所在地・	13:40 15:30(駐車場へ回送下さい) ——黒壁スクエア(長浜お旅所乗降場)——観光バス駐車場——長浜IC——湖東三山SIC—— 長浜市南呉服町10 長浜市列見町			
電話番号等				
詳細に記載すること	16:40 16:50 ——ハーティーセンター秦荘——愛知川公民館 安孫子822 愛知川13-2 TEL0749-37-4110 TEL0749-42-5141 駐車を指定すること。他の駐車場に回送する場合は 駐車場名を記載すること。			
(記載例を参考にご作成ください)	バスの行程を記載すること。(記載されていない場所に立ち寄ることはできません。) 雨天時に行程が変更になるときは雨天時の行程を記載しておくこと。 作成後、両面印刷して下さい。 両面印刷できないときは、印刷後、表裏合わせに糊付けして下さい。			

申請される方へ: 表面にも記入ください

2024

経営戦略課記入(処理)

年

月

日

町 長	副町長	課 長	係 長	主 任	合 議	受付番号	—	
						受付簿	バス確認	受付

庁用バス使用申請書

0000 年 4 月 3 日

:自治会の使用は区長名で申請:
防災会・老人会・子供会等の名称は
記載しないこと。
:町に事務局を置く団体は団体名で申請:

押印の必要はありません

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72

申請者 団体名 ○○○スポーツ少年団

氏名は申請団
体の長とする

職・氏名 会長 愛荘太郎

愛荘町庁用バス運行管理規則および愛荘町庁用バス運行管理細則の規定を遵守し、
下記のとおり 申請します。

記

使 用 期 日	0000 年 6 月 18 日 (日) 8 時 30 分 から 0000 年 6 月 18 日 (日) 16 時 00 分 まで
使 用 目 的	滋賀県○○連盟主催 第○回滋賀県小学生○○大会
行 先 お よ び 走 行 経 路	裏面のとおり
集 合 場 所	裏面のとおり
乗 車 予 定 人 員	裏面のとおり
誓 約	(1)「バスの使用方法」について説明を受けたので使用方法を遵守します。 (2)座席ベルトが備え付けられていない座席にやむを得ず着座するときは、 申請者の責任の下に着座することに同意します。 (3)気象警報発令時、バスの故障・修理および災害等緊急な事態により 使用許可したバスの運行を中止または変更することに同意します。 申請者自筆署名 愛荘太郎 申請者が自筆署名をすること 使用について責任を負えるもの 使用責任者氏名 愛荘太郎 連絡先電話 (0749) 42 - 0000 ●許可書をFAXでの受け取りを 希望されるときは記入ください 希望される場合はチェックすること ☒ 希望する FAX番号 (0749) 42 - 0001

町 長 の 意 見	☐ 許 可	許可年月日	年 月 日	
	☐ 不許可	番 号	第 - 号	

庁用バス使用申請書（運行指示書）

記載例(裏面)

愛荘町 号 車両番号 (台口 号車)

団体名	申請団体名を記載 〇〇〇スポーツ少年団		2台またはピストンの場合は合計人数 乗車人数 大人 25 名 小人 名 合計 25 名	
引率責任者氏名	愛荘花子	連絡先(携帯電話)	090 - 1000 - 0000	
使用日時	0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) から 0000 年 6 月 18 日 (日 曜日) まで		雨 ☒ 決 行 ☐ 小雨決行 ☐ 中 止 (いづれかにチェックをつけてください)	
配車場所	愛知川公民館(新幹線側)		出発時刻	8 時 30 分
運行経路	8:30 10:00 15:20 愛知川公民館——湖東三山SIC——大津IC——皇子山総合運動公園陸上競技場—— 愛荘町愛知川13-2 大津市御陵町4-1 TEL0749-42-5141 TEL077-522-7065			
時刻・名称	(駐車場) 16:00 16:20 17:00 運動公園駐車場——大津IC——(休)黒丸PA——湖東三山SIC——愛知川公民館 愛荘町愛知川13-2 TEL0749-42-5141			
・所在地・	駐車場を指定すること。 他の駐車場に回送する場合は 駐車場名・連絡先を記載すること			
電話番号等	バスの行程を記載すること。(記載されていない場所に立ち寄ることはできません。) 雨天時に行程が変更になるときは記載しておくこと。			
詳細に記載	雨天時 8:30 10:00 15:20 愛知川公民館——湖東三山SIC——大津IC——滋賀県立体育館—— 愛荘町愛知川13-2 大津市におの浜4-2-12 TEL0749-42-5141 TEL077-524-0221			
すること	(記載例を 参考に作成 ください) (駐車場へ回送ください) 17:00 サンシャインビーチ駐車場 (国道8号線経由)——愛知川公民館 大津市由美浜 愛荘町愛知川13-2 TEL0749-42-5141			
	駐車場を指定すること。 他の駐車場に回送する場合は 駐車場名を記載すること。			
	作成後、両面印刷して下さい。 両面印刷できないときは、印刷後、表裏合わせに糊付けして下さい。			

申請される方へ: 表面にも記入ください

2024

経営戦略課記入(処理)

年

月

日

様式第1号(第3条関係)

町 長	副町長	課 長	係 長	主 任	合 議	受付番号 ー		
						受付簿	バス確認	受付

庁用バス使用申請書				
年 月 日				
愛荘町長				
住 所				
申請者 団体名				
職・氏名				
愛荘町庁用バス運行管理規則および愛荘町庁用バス運行管理細則の規定を遵守し、 下記のとおり 申請します。				
記				
使 用 期 日	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで			
使 用 目 的				
行 先 お よ び 走 行 経 路	裏面のとおり			
集 合 場 所	裏面のとおり			
乗 車 予 定 人 員	裏面のとおり			
誓 約	(1)「バスの使用方法」について説明を受けたので使用方法を遵守します。 (2)座席ベルトが備え付けられていない座席にやむを得ず着座するときは、 申請者の責任の下に着座することに同意します。 (3)気象警報発令時、バスの故障・修理および災害等緊急な事態により 使用許可したバスの運行を中止または変更することに同意します。 申請者自筆署名			
使用責任者氏名	連絡先電話 () ー			
●許可書をFAXでの受け取りを 希望されるときは記入ください		☐ 希望する FAX番号 () ー		
町 長 の 意 見	☐ 許 可	許可年月日	年 月 日	
	☐ 不許可	番 号	第 ー 号	

庁用バス使用申請書（運行指示書）

愛荘町 - 号 車両番号 (台口 号車)

団体名				乗車人数	大人 名 小人 名 合計 名
引率責任者氏名			連絡先(携帯電話)	- -	
使用日時	年 月 日 (曜日) から	雨 天	☐ 決 行 ☐ 小雨決行 ☐ 中 止		
	年 月 日 (曜日) まで		(いずれかにチェックをつけてください)		
配車場所				出発時刻	時 分
運行経路 時刻・名称 ・所在地・ 電話番号等 詳細に記載 すること (記載例を 参考に作成 ください)					

変更

庁用バス使用申請書（運行指示書）

愛荘町 号 車両番号 （ 台口 号車）

団体名					乗車人数	大人 名 小人 名 合計 名
引率責任者氏名			連絡先(携帯電話)	— —		
使用日時	年 月 日（ 曜日）から	雨 □ 決 行 □ 小雨決行 □ 中 止 (いずれかにチェックをつけてください)	天			
	年 月 日（ 曜日）まで					
配車場所				出発時刻	時 分	
運行経路 時刻・名称 ・所在地・ 電話番号等 詳細に記載 すること (記載例を 参考に作成 ください)						

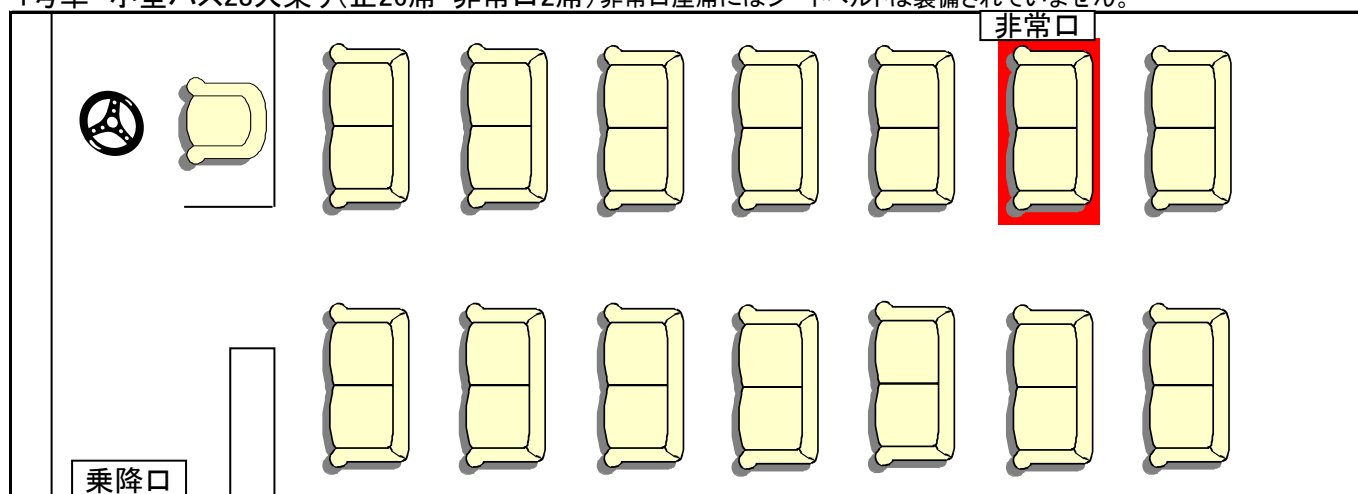
庁用バス使用乗車名簿

団体名					引率責任者氏名		
使用月日	年 月 日から				年 月 日まで		
許可人数	名 (台数口は合計)		許可番号	愛荘町第	—	号	—
氏 名	性別	氏 名	性別	氏 名	性別	氏 名	性別
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女
	☐ 男		☐ 男		☐ 男		☐ 男
	☐ 女		☐ 女		☐ 女		☐ 女

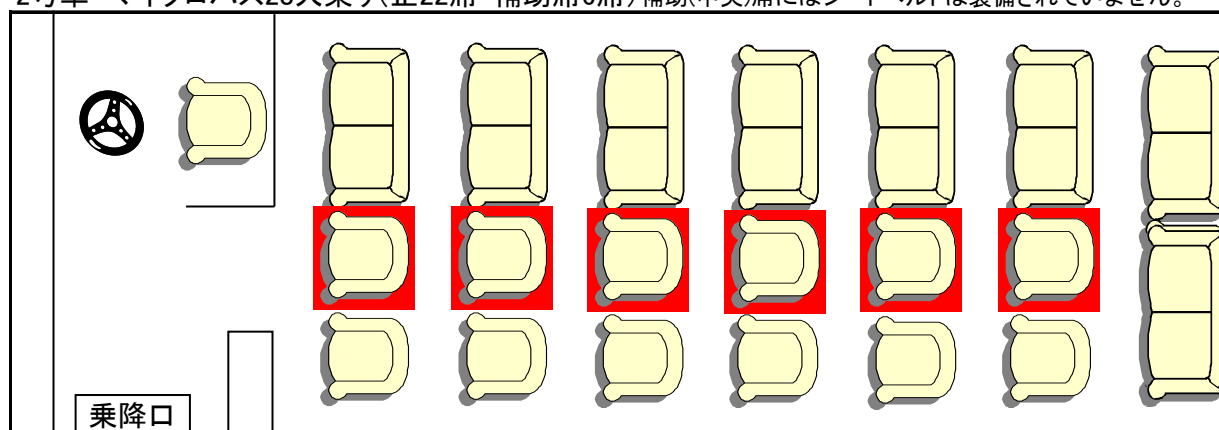
- 乗車名簿は、使用日の5日前までに経営戦略課へ提出ください。
- FAXで提出される場合はFAX番号 0749-42-6090へ送信ください。
- 許可した乗車人数を超えて乗車できません。
- 6歳未満の幼児を乗車させることはできません。
- 乗車名簿は、バス運行管理に使用します。

バス座席図

1号車 小型バス28人乗り(正26席・非常口2席) 非常口座席にはシートベルトは装備されていません。



2号車 マイクロバス28人乗り(正22席・補助席6席) 補助(中央)席にはシートベルトは装備されていません。



塗りつぶしの座席には、シートベルトは装備されていません。(申請者の同意がないと使用することができません。)

愛荘町ではバスの座席数での乗車をお願いしております。(子どもも大人と同じ計算です。)

6歳未満の幼児を乗車させることはできません。

1号車は道交法で大型規制に該当します。(大型車規制がある場合は事前に許可を取らないと通行できません。)

2号車は道交法でマイクロバス規制に該当します。(マイクロバス規制がある場合は事前に許可を取らないと通行できません。)

装備品 1号車・2号車には、ETC車載器を取り付けています。(ETCカードは持参ください。)

1号車には、ビデオ(VHS)およびDVDプレーヤーを装備しています。

1号車・2号車には、トランクルームはありません。(車椅子の運搬は別の車両を用意ください。)

●バス情報

1号車 滋賀200さ2 28人乗り(内非常席2人) 中型バス

長さ820cm・幅230cm・高さ299cm・総重量8595kg

2号車 滋賀200さ184 28人乗り(内補助席6人) マイクロバス

長さ699cm・幅208cm・高さ283cm・総重量6675kg

※バス形状は有料道路料金区分・道路交通法とは一致しないことがあります。

あなたのETCカードが使用できます

高速道路(有料道路)を通行するときETCカードを使用することにより、料金所をスムーズに通行できるほか、ETC時間帯割引等を利用することができます。

※ETCカード使用による割引は、国の制度が変更になる場合があります。

◎ETCカード使用方法是次のとおりです。

ETCカードは、利用団体で準備してください。

当日、運転者にETCカードを渡してください。

使用後、ETCカードをお受け取りください。

※皆さんが使用されているETCカードが使用できます。

※町では、ETCカードの貸し出しをしていません。

※ETCカードを使用する際にカードの破損・紛失等の事故が発生した場合、町は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

利用証明書が発行できますので、団体の会計から支出することもできます。

利用証明書は町では発行できませんので、インターネットの「ETC利用照会サービス」または高速道路SA・PAから発行してください。

◎登録されなくてもETC利用明細書が発行できます。

場所・名神高速道路SA・PA 近くでは、名神多賀SA(上・下)黒丸PA(上)菩提寺PA(下)草津PA(下)大津SA(上・下)にETC利用履歴発行プリンターがありますのでETCカードを持参すれば「ETC利用明細書」を印刷できます。

◎ETC利用照会サービスに登録すれば自宅のパソコンから利用証明書が発行できます。

登録方法は西日本高速道路㈱のホームページ「ETC利用照会サービス」から登録できます。

過去15ヶ月間の証明書発行が可能です。

※「ETC利用照会サービス」を利用されない場合は、登録しなくてもカードは使用できます。

利用証明書の詳細については、ETC利用照会サービス利用規定を確認ください。

高速道路事業者の「ETC利用照会サービス」から発行するものであって、町が利用証明するものではありません。

利用証明書の発行は、道路管理者の都合で変更になる場合があります。

※登録に準備するものは、パソコンのメールアドレス・車載器管理番号が必要です。

※15ヶ月以内に使用されたことのあるETCカード(使用されていないカードの場合、使用されてから登録できます。) ETCカードは一度登録しますと他の車両での利用もできます。

他の車両で登録したETCカードでの利用はできます。

利用証明書の発行に、登録時のユーザーID・パスワードが必要になりますので控えておいてください。

車載器管理番号 1号車 滋賀200さ2 00002-00071170-000425

2号車 滋賀200さ184 00002-00072028-000311

